最終更新日：2015年7月1日
ASTI株式会社
代表取締役社長 鈴木伸和
問合せ先：執行役員管理本部長 鶴田英邦
証券コード：6899
http://www.asti.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念に示された「信頼される健全経営」を具現化することが、当社のコーポレート・ガバナンスの一環と考え、その実現に向けて、透明で公正な企業経営・経営の執行と監督の分離・社会に対しての情報開示・企業倫理の確立など継続して取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
朝元愃融	1,353,106	7.92
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,285,000	7.52
ASTI共栄会	1,152,440	6.75
ASTI従業員持株会	1,056,297	6.18
株式会社名古屋銀行	396,000	2.32
株式会社静岡銀行	360,000	2.11
日本生命保険相互会社	311,200	1.82
浜松ピアノアクション株式会社	248,000	1.45
株式会社SBI証券	209,000	1.22
浜松信用金庫	200,000	1.17

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。また、当社は自己株式を1,115,212株保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木勝人	他の会社の出身者											
宮木啓治	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		鈴木勝人氏は、株式会社ベルソニカの	企業経営における豊富な知識と経験を有しており、それに基づき経営に関する監督・助言をいただくために社外取締役として選任しております。また、経営陣から著しいコントロールを受け得る者でなく、また著しいコントロー

鈴木勝人	○	代表取締役社長を務めております。 株式会社ベルソニカと当社とは、取引及び利害関係はございません。	ルを及ぼし得る者でありません。 また、証券取引所の定める独立性基準にも該当いたしません。 以上の観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
宮木啓治	○	宮木啓治氏は、マンパワージャパン株式会社の特別顧問を務めております。 マンパワージャパン株式会社と当社とは、取引及び利害関係はございません。	グローバルな視点で幅広い経営戦略に関する知識と経験を有しており、それに基づき経営に関する監督・助言をいただくために社外取締役として選任しております。また、経営陣から著しいコントロールを受け得る者でなく、また著しいコントロールを及ぼし得る者でありません。 また、証券取引所の定める独立性基準にも該当いたしません。 以上の観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査法人と定期的に意見交換会を開催しております。
また、社長直轄の独立した業務監査部門である内部監査室が、日常業務全般について定期的に実施している往査に監査役は同席して統制活動全般において監視機能の強化を図っております。内部統制システムに関する監査結果等についても監査役は内部監査室より定期の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中範雄	公認会計士													
筒井希元	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中範雄	○	田中範雄氏は、スズキ株式会社の社外監査役であります。 スズキ株式会社と当社との間で製品の売買取引等を行っております。	公認会計士として客観的かつ専門的立場から取締役の職務執行を監視していただくために社外監査役として選任しております。また、経営陣から著しいコントロールを受け得る者でなく、また著しいコントロールを及ぼし得る者でありません。 また、証券取引所の定める独立性基準にも該当いたしません。 以上の観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
筒井希元	○	―――	税理士として客観的かつ専門的立場から取締役の職務執行を監視していただくために社外監査役として選任しております。また、経営陣から著しいコントロールを受け得る者でなく、また著しいコントロールを及ぼし得る者でありません。 また、証券取引所の定める独立性基準にも該当該当いたしません。 以上の観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点でインセンティブは、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役 7名 支給額 41百万円(うち 社外取締役2名 3百万円)
監査役 3名 支給額 15百万円(うち 社外監査役2名 5百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の限度額内で分掌業務、同業、同規模の他社との比較及び従業員給与との均衡等を考慮して、取締役会の決議により決定しております。
なお、平成18年6月22日開催の第43回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

監査役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の限度額内で監査役の職務と責任に応じた金額を、監査役の協議によって決定しております。
なお、平成18年6月22日開催の第43回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(社外取締役)
社内の取締役が必要に応じて社外取締役に対して重要と思われる情報を随時伝達しております。

(社外監査役)
社内の常勤監査役が必要に応じて社外監査役に対して重要と思われる情報を随時伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営組織は、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督機関として、取締役6名(社外取締役2名含む。)で構成する「取締役会」を、監査機関として、監査役3名(社外監査役2名含む。)で構成する「監査役会」を設置しております。
取締役会につきましては、重要な業務執行の決定並びに業績の状況や対策等を協議・検討し迅速な対応を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、緊急課題に対しては随時臨時取締役会を開催して機敏な意思決定と業務執行を図っております。
また、取締役については、その経営責任を明確にし、かつ経営環境の変化に対応できるよう任期を1年としております。
監査役会につきましては、監査役制度を採用しており、常勤監査役(1名)と非常勤監査役(2名)が監査役会を構成しております。
監査役3名は、取締役会に出席して意見を述べるほか、代表取締役との意見交換、重要書類の閲覧・確認や子会社の監査、内部監査室及び会計監査人との情報交換等により、取締役の職務の執行状況を監査し、経営監査機能を果たしております。
会計監査につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づく監査についての監査契約を新日本有限責任監査法人と締結し、会計処理並びに内部統制組織の適正性を確保しております。また、同監査法人は、一定期間を超えて関与することのないよう自主的に業務執行社員の交代制度を導入しており、継続監査年数につきましては、全員7年以内であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役については、その経営責任を明確にし、かつ経営環境の変化に対応できるよう取締役の任期を1年とし、経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役2名を選任しております。また、監査役につきましては、社外監査役に1名を公認会計士、1名を税理士として、客観的かつ専門的立場から取締役の職務執行を監視するとともに、コンプライアンスのより一層の強化を図っております。そして、独立した監査部門である内部監査室では定期的に各部門に対しヒアリングを実施し、業務監査を行うとともにさまざまなリスクの洗い出しを行い、その予防策を策定するなど、リスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。この現状の体制により、社内外のチェックは十分機能しているものと考えており、当面は現状の体制を維持していく予定です。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年、集中日より1週間ほど早く開催しております。
その他	当日ご出席の株主様によりご理解いただくため、映像を利用して事業報告を実施する他、総会会場受付ロビーでは製品やパネル展示などを行なっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無

IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、報告書等を掲載しております。（http://www.asti.co.jp/in/index.html）
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部内

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動の指針を規定し、小冊子として全社員に配付しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	省エネルギーの取組み、太陽光発電機器の設置、廃棄物のゼロエミッション活動実施、周辺地域の生態系保全活動、環境報告書の作成等ホームページで公開しております。（http://www.asti.co.jp/ev/index.html）

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制／使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、コンプライアンス体制に関する社内規程に基づき、取締役及び従業員が法令び定款並びに当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
（2）リスク管理・コンプライアンス委員会を設け、当社グループにおけるコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び従業員教育等を行う。
（3）内部監査室は、コンプライアンス状況を定期的に監査しリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は経営に係るリスクについては取締役会及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役の職務執行に係る情報を、社内規程に従い文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、法令及び社内規程に従って適切に保存及び管理する。
（2）取締役及び監査役は、必要に応じ文書等を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）リスク管理規程に基づき、当社又は当社子会社において発生しうるリスクに適切に対応するため、組織単位毎にリスク管理責任者を置き、部門のリスク管理業務を統括する。
（2）内部監査室は、リスク管理責任者と連携し、各部門のリスク管理状況の監査を実施する。
（3）リスク管理責任者及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を定期的にリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は経営に係るリスクについては取締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）社内規程等により、取締役の業務分担を定め、責任分野を明確にし、効率的に職務を執行する。
（2）全社的な経営目標達成に向けて、各部門が実施すべき具体的な事業計画及び数値目標を含めた効率的な達成方法を充分な協議のなされた後に取締役会にて決定し、その決定内容を取締役会・社員全員が共有する。
（3）業務執行取締役が月次の業績検討会及び業務報告書にてその進捗状況を点検・精査し、効率化の阻害要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高める。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社と当社子会社は、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略を共有する。
（2）社内規程に基づき、当社子会社管理主管部署は、効率的に経営目的を達成できるよう子会社を管理指導する。
（3）当社の事業方針のもと、重要な当社子会社案件については、当社にて稟議又は取締役会等の承認を要する。
（4）リスク管理規程に基づき子会社毎にリスク管理を実施させる。
（5）当社の取締役等と当社子会社の取締役等は、定期的に会議を開催し、子会社状況の報告及び課題の検討等を行う。
（6）重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社従業員の中から数人、必要な能力等について監査役の要望を尊重し、監査役と協議のうえ適任者を設置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役よりその職務の補助を要請された使用人は、監査役からの命令に関しては取締役の指揮命令を受けない。
（2）監査役の職務の補助は、必要に応じて内部監査室をはじめとした各部門スタッフが行うこととし、補助にあたっては取締役をはじめ組織上の上長等の指揮命令を受けない。

8. その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
（1）監査役は重要な会議に出席し、意見を述べる。
（2）監査役は重要書類を閲覧し、監査役の要請に応じて取締役及び従業員は必要な説明及び報告を行う。

（3）取締役及び従業員は、当社に関係する組織的又は個人的法令違反行為もしくはそれに類する不正行為等を発見したときは、速やかに監査役へ報告する。
（4）当社子会社の監査役は、当該子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたときは、当社監査役へ報告しグループ全体の業務の適正をはかる。
（5）内部監査室は、監査の結果を定期的に適切な方法により監査役に報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
社内規程において、従業員等が監査役に直接通報を行うことができることを定め、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役又は監査役会が社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど職務の遂行に伴う費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
（2）内部監査室は、日常業務全般について定期的に往査を実施し、監査役とも連携して統制活動全般において監視機能の強化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）当社は、反社会的勢力に対応する統括管理部署を定め、一元管理する体制としております。反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合、同部署が統括し組織全体として対応するほか、必要に応じて警察等外部機関と連携して対処いたします。

（2）当社は、企業に対するあらゆる暴力を排除し、企業防衛を図ることを目的として静岡県企業防衛対策協議会に加盟し、暴力団不当要求防止責任者を選任しております。また、同協議会において開催される研修会に積極的に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集を行い、不測の事態に備えております。

（3）当社は、全社員が携行する「行動の指針」において反社会的勢力と一切関係をもたないことを明記し、その周知徹底を図るとともに、取引の基本となる標準契約おいては、反社会的勢力との関係が判明した取引先との関係を遮断することを目的とした条項を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社において、取締役会等での重要な決定事項や各部門における重要な発生事項に関する情報は、まず社長に集約され、その後情報取扱責任者（総務担当責任者）に伝達されます。情報取扱責任者は、その情報が適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断を行い、該当する場合は速やかに情報取扱担当（総務部総務課）に指示して適時開示および資料投函を行う一方、自社ホームページによる電子開示も遅滞なく行っております。
また、適時開示規則において開示義務がないと判断した情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断したものについては、上記と同様の方法にて開示を行っております。

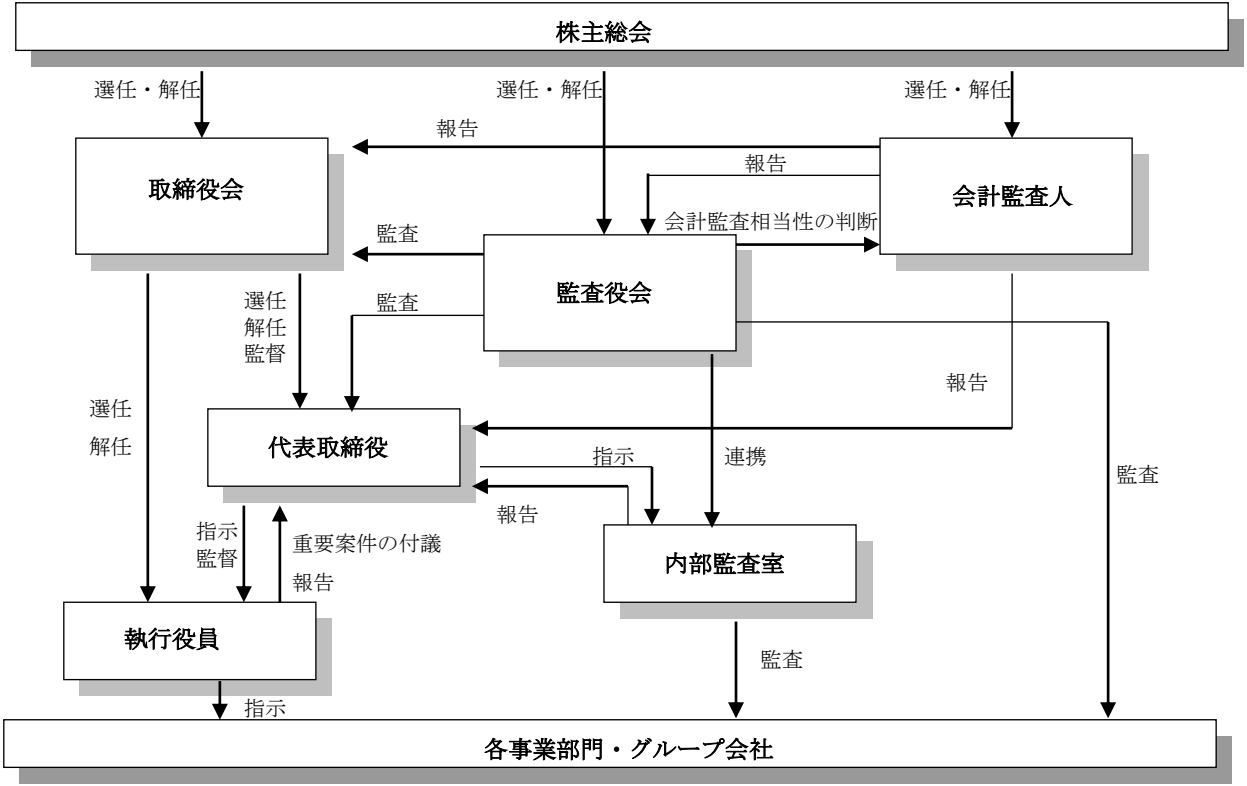
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
報告
報告
取締役会
会計監査人
監査
会計監査相当性の判断
監査役会
選任
解任
監督
監査
選任
解任
報告
代表取締役
指示
連携
監査
報告
指示
監督
重要案件の付議
報告
内部監査室
執行役員
監査
指示
各事業部門・グループ会社

適時開示体制

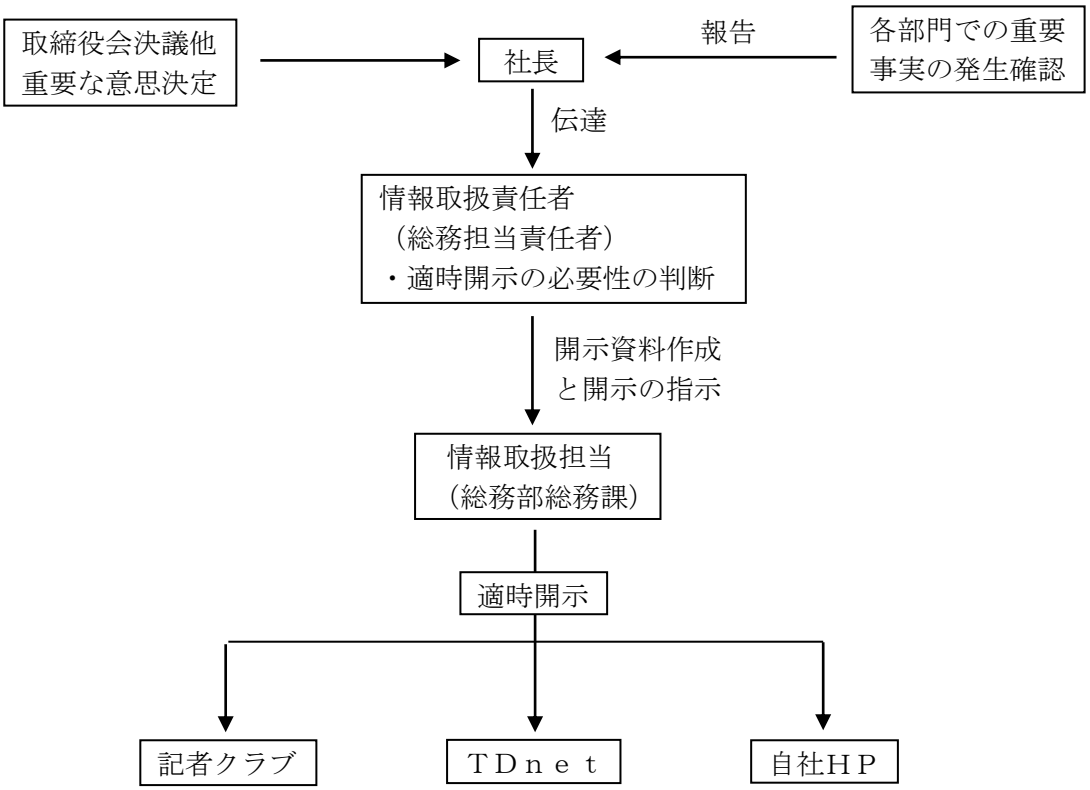
取締役会決議他
重要な意思決定
社長
報告
各部門での重要
事実の発生確認
伝達
情報取扱責任者
（総務担当責任者）
・適時開示の必要性の判断
開示資料作成
と開示の指示
情報取扱担当
（総務部総務課）
適時開示
記者クラブ
ＴＤｎｅｔ
自社ＨＰ